

令和2年度 群馬県立ふれあいスポーツプラザ アーチェリー場利用認定会 要項

目的 判定内容に基づき、安全にアーチェリー場を利用できることを確認するために月1回開催します。

対象 (1) アーチェリー場利用認定証保持者
 (2) アーチェリー競技経験者で認定証未保持者（認定切れ含む）
 ・10m認定で申し込み可能。但し、下記の条件を満たす場合30m以下の距離で申し込み可能とします
 【条件】・30m以上の種目で260点以上の大会等の記録添付（過去6ヶ月以内）

日程 日曜日 13時30分～
~~4月5日・5月3日・6月7日~~ 7月5日・8月2日・9月6日
 11月1日・12月6日・1月10日・2月7日・3月7日
 ※天候等で実施できなかった場合は中止します。
 ※10月は当館主催アーチェリー大会開催のため、認定会は実施しません。

定員 20名程度 ※申込多数の場合、障害者及びその月に認定証の有効期限が切れる方を優先とします。

申込期間 認定会前日の17時までに総合受付に提出してください。
 ※直近の認定会の申込のみ受付ます。

参加費 無料 ※但し、高齢者及び一般利用者は別途施設利用料がかかります。

認定内容 (1) ①基本（服装等）／②弓具の組立・取扱／③マナー／④基準得点の4項目による総合判定となります。得点は下記表の基準得点を超えなければなりません。
 (2) 認定会手順は以下のとおりです。
 ①弓具一斉組立／②練習：4分間1回／③行射：4分6射・計36射／④事務連絡・終了となります。 ※認定証は後日、総合受付での受け渡しとなります。
 (3) 基準得点①を下回った場合、受けた距離は不合格ですが、基準得点②を上回ってれば、受けた距離の1つ下の認定を発行できることとします。但し、基準得点以外の判定項目が合格の場合に限ります。
 (4) ①リカーブの50m認定合格者は、認定会后70mの実射確認を行います。
 ②コンパウンドは50m認定まで取得可能とし、最長利用距離は50mまでとします。
 ③ベアボウは18m認定まで取得可能とし、最長利用距離は指導員付きで30mまでとします。
 (5) 認定会で使用する的紙は、裏面の表のとおりとします。

| 認定表 | 5m認定 | 10m認定 | 18m認定 | 30m認定 | 50m認定 | 70m認定 |
|--------------------|------|-------|-------|-------|----------------------|-------|
| 認定距離 1人で利用できる距離 | 5m | 10m | 18m | 30m | 50m | 70m |
| 指導員付きで利用できる距離 | 10m | 18m | 30m | 50m | 70m | |
| 基準得点① | | 260点 | 260点 | 260点 | CP: 260点 RC: 240点 | 260点 |
| 基準得点② | | 240点 | 240点 | 240点 | CP: 240点 RC: 220点 | 240点 |

| 使用する紙 | 10m認定 | 18m認定 | 30m認定 | 50m認定 | 70m認定 |
|--------|---------------------------|-------|-----------------|-------|--------|
| リカーブ | 80cm的 | 80cm的 | 80cm的 | 80cm的 | 122cm的 |
| コンパウンド | 40cm的(5リング)2枚 3射ずつ打ち分け | | 40cm的 (5リング) | 80cm的 | |
| ベアボウ | 80cm的 | 80cm的 | | | |

※使用する紙は変更する場合があります。

大会申請 申込書の大会申請欄にチェック及び必要事項を記入し、必要書類添付のうえ総合受付に提出してください。なお、下記（１）及び（２）の条件を満たす者のみ大会申請できることとします。

（１）対象者：①アーチェリー場利用認定証保持者

②アーチェリー場利用認定証の有効期限切れの方

（２）申請条件：大会等の記録及び開催要項添付（過去６ヶ月以内）

※記録は各基準得点を超えるもののみ有効とします。

※インドア記録不可します。

申込 群馬県立ふれあいスポーツプラザ

問合せ先 〒379-2214 伊勢崎市下触町238-3

TEL：0270-62-9000 FAX：0270-62-8867

※開館日の9時～17時にお願いします。

安全確保 アーチェリー場の利用において、安全及び円滑な運営を損なう行為を禁止します。安全を損なう行為をされた方は、認定証を没収し、以降のアーチェリー場の利用を禁止させていただきます。

認定証 ①認定証は、本人のみ有効とします。他人に貸した場合・譲渡した場合は認定会によって得られた権利の全てを無効とします。

②有効期限は、認定日より1年間とします。但し、疑念が生じる場合は有効期間中でも再検定する場合があります。

③認定証の有効期限が切れた場合、再度認定会を受けて認定証を受け取るまでアーチェリー場の利用はできません。なお、入院等を理由に認定会が受けられない場合はご相談ください。

④リカーブ・コンパウンド・ベアボウの各々に認定証が必要になります。

⑤認定会合格後、新しい認定証が発行されるまでの期間は合格前の認定証での利用となります。

⑥コンパウンドボウは、50m認定までとし、最長利用距離は50mとします。また、ベアボウは、18m認定までとし、指導員付きで最長利用距離は30mとします。

その他 ①同一認定日に異なる距離及び複数の弓具の認定を受けることはできません。

②アーチェリー場の利用の際は、認定証と安全講習会受講証を総合受付に提示し、利用手続きの後アーチェリー場の指導員に提出してください。

③認定会及び利用は、プラザスポーツ指導員の指示に従って行っていただきます。指示に従えない場合は、認定会の参加及び利用はできません。

④申込書に記載されている個人情報については、事業の目的以外には使用しません。